

**小林伸陽** 県議が 12 月 7 日、11 月県議会（11/29～12/14）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



## ＊ ＊ 公文書管理条例について ＊ ＊

**小林** 公文書管理は公開と一体で政策の決定・検証の過程、成果の検証ができることにより、きわめて重要な財産。専門の知識を有した職員を配置し、県民からの情報公開請求に積極的に応えられる条例にすべきと考えるが、制定を目指す条例の構想は。

**知事** 文章の適正管理に関する社会的要請の高まりを踏まえ、その信頼性を堅持するため、作成や管理を一層適正なものとしていくためのルールや体制について基本的事項を定めるものとする。

**小林** 公文書管理はどのようになっているか。今後の改善の見通しは。

**総務部長** 県文書規定が定めるルールに基づき、作成・分類・保存・廃棄等をしている。条例の制定に向けて必要な調査や検討を進めており、本年度中に見直しの方向性を取りまとめる予定である。

## ＊ ＊ 情報公開について ＊ ＊

**小林** 大北森林組合等補助金不正事件は未だ解決していない。開示された情報は県の言い分のみ。関係資料を請求しても、全く黒く塗りつぶされ、情報公開は極めて不十分だ。

**林務部長** 公文書は原則公開義務がある。情報公開制度にのっとり個別に検討し、公開すべきものは公開してきた。全て条例に基づき、その時の状況を踏まえて決定している。

**小林** 元専務理事に損害賠償請求をしたが不服との回答があったので、訴訟に踏み切りたいと議案が出されたが、訴訟の最大の根拠である回答文書も示さずマスコミ等でも説明不足を指摘された。当該回答文書は、個人情報保護が必要か。

**林務部長** 当該当事者の意見については、公開することにより当該個人の権利・利益を侵害する恐れ、非難を受ける恐れ等がある個人情報として非公開すべきと判断した。

**小林** 開示文書は条例を根拠に大部分が黒塗りだったことを知事も了解しているのか。

**知事** 担当課で審査・決裁をし、一部公開の決定をした旨の報告は受けている。

**小林** 取材で確認できた文書からは、県が組織を挙げて不正請求に積極的に関与したとの中身があった。それが事実であれば問われるのは、明確な反論もせず、中身を議会や県民に明らかにせず、訴訟に踏み切った県の姿勢ではないか。専門家もこの文書は個人情報保護にはあたらないとの意見だ。知事の見解は。

**知事** 個人情報にたり得るものだ。そこに争いがあれば、審査請求という形で判断をいただくのも一つだ。

**小林** 情報公開どころか議会に説明責任としての文書だが、公開はしない、不服なら不服審査を、とは大変残念。

### 質問を終えて

森林組合等不正問題では県を批判している文書は全く個人情報保護として不開示、丁寧に説明するという知事の姿勢が問われます。